3　附帯陸上施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより附帯陸上施設の使用時における試験研究用等原子炉施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

4　次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一　使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二　災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5　前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　附帯陸上施設を設置した事業所の名称及び所在地

三　直近の定期事業者検査が終了した年月日

四　定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6　前項の申請書には、申請に係る附帯陸上施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7　第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

［条を削る。］

（定期事業者検査の実施）

第十四条　定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

（廃止措置に係る施設定期検査を要する場合）

第十三条の二　法第二十九条第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）のうち附帯陸上施設に核燃料物質が存在する場合とする。

2　前項の場合においては、法第二十九条第一項の検査は、次に掲げる附帯陸上施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

二　放射性廃棄物の廃棄施設

三　放射線管理施設

四　非常用電源設備

（施設定期検査合格証）

第十四条　原子力規制委員会は、法第二十九条第一項の検査を行い、合格と認めたときは、施設定期検査合格証を交付する。